

(仮称) 篠路駅周辺地区まちづくり計画 地域協議会設置要綱

(変更案)

(趣旨・目的)

第1条 本協議会は「(仮称) 篠路駅周辺地区まちづくり計画」(以下、「まちづくり計画」という。)の策定に向けて、篠路駅周辺地区のまちづくりについて、地域住民の代表者等との意見交換(懇話会)を目的として設置する。

(活動)

第2条 協議会は、まちづくり計画の策定に向けて、まちづくりの基本方針、土地利用、地域主体のまちづくり活動等について、意見交換を行う。

(委員)

第3条 委員は、地域住民・権利者の意見や地域のまちづくりの課題について幅広い知見を有している者及びその他協議会の活動の推進に適した者で構成する。

2 委員の任期は、委員を委嘱した日から原則令和5年3月31日までとするが、活動に一定の成果があり、第5条に定める事務局が解散の宣言を行った場合は、その日をもって任期終了とし、併せて本要綱もその効力を失う。

(協議会)

第4条 協議会は、原則として公開する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

4 委員は、都合等により協議会に出席できない場合、代理人を指名してこの者を出席させることができる。

5 協議会で行われた意見交換等の概要については、意見の発言者などが特定されない形式で、市のホームページ等で広く公表することとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課が担う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

2 この要綱は、令和4年1月●日から施行する。(要綱第3条第2項の改正)